

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)登録申請 提出書類リスト

No	提出	提出書類	記載事項等
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書			
1	◎	登録申請書	
2	◎	登録申請書 別紙	
3	△	別添1 役員名簿	(申請者が法人の場合)
4	△	別添2 役員名簿	(申請者が未成年である場合で、法定代理人が法人の場合)
5	○	別添3 住宅の規模並びに構造及び設備等	
		別添4 住宅の規模並びに構造及び設備等(共同居住型賃貸住宅用)	(共同居住用住宅(いわゆるシェアハウス)の場合)
6	◎	別添5 入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲等	
登録申請書に添付する書類			
7	◎	間取り図	各室の面積及び設備(台所、便所、収納設備、及び浴室又はシャワー室)の概要を示したもの (※共同居住用住宅(いわゆるシェアハウス)の場合) 各専用居室の面積並びに共用部等の設備(居間、食堂、台所、浴室又はシャワー室、洗面設備、便所、洗濯場、玄関等)の概要及びその面積
8	◎	欠格要件に該当しない旨の誓約書 【要綱様式第1号】	(登録を受けようとするもの並びに建物の転貸借が行われている場合)当該建物の所有者及び転貸人が欠格要件に該当しないものであること (登録を受けようとするものが営業に関し未成年である場合)その法定代理人が欠格要件に該当しないものであること
9	△	次に掲げるもののいずれか イ. 検査済証等の着工年月が昭和56年6月以降であることが確認できる書類 ロ. 耐震診断結果報告書等 ハ. 建設住宅性能評価書 ニ. 既存住宅瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類 ホ. イ～ロのほか、住宅の耐震性に関する書類	(竣工時期等が以下の場合) ・3階建て以下 : 昭和57年5月以前に竣工 ・4～9階建て : 昭和58年5月以前に竣工 ・10～20階建て: 昭和60年5月以前に竣工 ・21階建て以上: 全て
10	△	賃貸住宅の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないことが確認できる書類	(家賃が86,900円を超える場合) 近隣にある同種の賃貸住宅の家賃
11	△	その他市長が必要と認める書類	

※書類の提出については以下のとおりです。

- ◎ 必須で提出
- いずれか該当するものについて提出
- △ 該当する場合提出

※No.1～6は、「セーフティネット住宅情報提供システム」に入力してください。

※No.7～11は、同システム上に電子データを添付又は郵送により提出してください。

(郵送の場合は、書類はA4サイズ、図面はA3サイズ以下としてください。)